

京王観光株式会社 利益相反管理方針

1. 目的

本管理方針は、当社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

2. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下、「対象取引」といいます）とは、当社が行う取引のうち、当社とお客さまの間、またはお客さまと第三者（他のお客さま等）間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 対象取引の特定

当社は、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引の検証を行い、対象取引を特定します。

4. 対象取引が生じる可能性がある業務と類型

当社は、以下の業務で類型に当てはまる対象取引を管理します。

(1) 対象取引が生じる可能性がある業務

- ① 旅行業務
- ② 保険代理店業務

(2) 対象取引の類型

- ① お客さまと当社の利害が対立する取引
- ② お客さまと他のお客さまの利害が対立する取引
- ③ お客さまから入手した情報を不当に利用して、当社または他のお客さまが利益を得る取引

5. 対象取引の具体例

対象取引の具体例として、以下が挙げられます

- (1) お客さまの意向を確認することなく、手数料の高い商品や自社に有利な商品のみを勧めること。
- (2) お客さまの保険金請求に関して、保険代理店業以外の業務での売上を増大させるため、事故発生時の救援に関わる旅行代金等を不当に上乗せするような取引を行うこと。

6. 利益相反取引の管理体制と方法

当社は事業部門から独立した経営管理部において、経営管理部長を利益相反管理統括責任者とし、対象取引に関する監視を行い、利益相反の恐れがある場合は、以下の措置を講じます。

- (1) 取引の適正性の検証
- (2) 一方または双方の取引の中止および情報の遮断
- (3) 取引条件または方法の変更
- (4) その他、利益相反状態を解消するための措置

2026年3月5日 制定